

# 遊 佐 町

## 高齢者のための 保健福祉ガイドブック



令和5年度



# 目 次

1. 高齢者の相談窓口	
1) 遊佐町役場健康福祉課	1
2) 地域包括支援センター	2
3) 社会福祉協議会	3
4) 各種相談窓口（心配ごと・弁護士・生活困窮等）	4
5) 重層的支援体制整備事業移行準備事業	5
6) 民生委員・児童委員	6
2. 高齢者が利用する保健・福祉施設	8
3. 高齢者等の生きがいくくり・社会参加	
1) 老人クラブ	10
2) シルバー人材センター	11
3) ゆったり健康サロン事業	12
4) IADL（手段的日常生活動作）訓練事業	12
5) 健康相談事業	12
6) 健康教室事業	13
7) 高齢者体力アップ事業	13
8) 家庭訪問事業	13
9) 通いの場支援事業	14
4. 高齢者に対する生活支援サービス事業	
1) 食の自立支援事業（配食サービス）	15
2) 生活支援ホームヘルプサービス事業	16
3) 家族介護継続支援事業（おむつ支給）	18
4) 家族介護者交流激励支援事業	18
5) 緊急時通報システム事業	19
6) 救急情報カード	19
7) 福祉タクシー事業	20
5. 認知症総合支援事業	
1) 認知症サポーター養成講座事業	22
2) 遊佐町認知症初期集中支援チーム	24
3) 高齢者等地域見守り事前登録事業	25
4) 高齢者等地域見守り事前登録どこシル伝言板事業	26
5) 認知症カフェ	27
6) 認知症ケアパス（一覧表は最終ページ）	27

6. 権利擁護	
1) 成年後見制度利用支援事業	28
2) 高齢者虐待	29
3) 日常生活自立支援事業	30
7. その他のサービス	
1) 高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	31
2) 居宅住宅改修費給付制度	31
3) 高齢者鍼・灸・マッサージ等施術費助成事業	32
4) 雪かき応援事業	33
5) 高齢者等雪下ろし支援事業	33
○認知症ケアパス一覧表	34

# 1. 高齢者のための相談窓口

## 遊佐町役場健康福祉課

所在地：遊佐町遊佐字舞鶴202（遊佐町役場）

遊佐町遊佐字南田筋3-1（防災センター）

名 称	電 話 番 号	F A X
健康福祉課 福祉係	72-5884	72-3317
介護保険係	28-8251	72-3317
国民健康保険係	72-5875	72-3317
子育て支援係	72-5897	72-3317
健康支援係	72-4111	72-4113
地区担当保健師		
〈蕨岡地区〉 佐藤昭子	〈遊佐地区〉 後藤友美	
〈稲川地区〉 佐藤あゆみ	〈西遊佐地区〉 今野沙里	
〈高瀬地区〉 佐藤玲子	〈吹浦地区〉 宮田 柊	

## 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されました。地域包括ケアを推進するため、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な総合相談機関です。

利用できる方：おおむね65歳以上の高齢者のみなさんやその家族（地域住民どなたでも）

### 内 容

#### (1) 介護予防ケアマネジメントに関する事

高齢者の状態に合わせた介護予防事業を行い、自立して生活ができるように支援します。

○要支援1・2と認定された方…介護保険の介護予防サービスの利用について、手続き等を行います。

○事業対象者…65歳以上で「基本チェックリスト」に基づく判定の結果、生活機能が低下していると判定された方へ、総合事業の介護予防サービスの利用について手続き等を行います。

※基本チェックリスト：25項目の身体状況等に関する調査票

#### (2) 総合相談業務に関する事

生活の中で困っていることや心配なこと、何でもご相談ください。

相談に応じて適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。

#### (3) 権利擁護業務に関する事

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待の早期発見・把握、消費者被害の防止などさまざまな問題に対応し高齢者の権利を守ります。

#### (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関する事

高齢者のみなさんに直接支援するほか、医療機関やさまざまな関係機関とのネットワークづくりに力を入れ、より暮らしやすい地域づくりを行います。

職 員 原則、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の3職種各1名配置。  
相互に連携しチームで対応します。

設置場所 特別養護老人ホームゆうすい内  
遊佐町地域包括支援センターゆうすい  
電話 71-2130 FAX 71-2156

相談時間 月曜日から金曜日（土、日、祝日は休み）8：30～17：30  
※緊急時については24時間体制での対応可能

費 用 無 料

## 社会福祉協議会

【テーマ：共に寄り添い、たすけあい、幸せを実感できるまちづくり】

社会福祉協議会では、地域住民や関係団体との協働により社会福祉を目的とする事業を実施するとともに、地域の福祉課題や福祉活動に対する支援を通じて、誰もが生きがいと安心して自立した生活を送ることができるまちづくりのために支援しています。

### 内 容

#### (1) 相談事業の充実

弁護士相談、心配ごと相談の実施  
生活困窮者相談員の配置、各種資金の貸付  
福祉サービス利用援助事業  
重層的支援体制整備事業

#### (2) 住民が支え合う福祉活動の推進

住民主体の生活支援サービスの創出  
生活支援の担い手養成研修

#### (3) 高齢者生きがいづくり事業

ねんりん者グラウンドゴルフ大会、軽スポーツ大会、シルバー作品展  
金婚祝賀記念式典、茶のみ友達、お達者広場

#### (4) 高齢者を支援する事業

高齢者訪問給食サービス（食の自立支援事業）  
家族介護者交流激励支援事業

#### (5) 介護保険事業

指定居宅介護支援事業所  
介護保険業務の相談や援助、ケアプランの作成 等  
指定居宅サービス事業所  
ヘルパー利用に関する調整  
訪問介護、予防介護、緩和型訪問 等

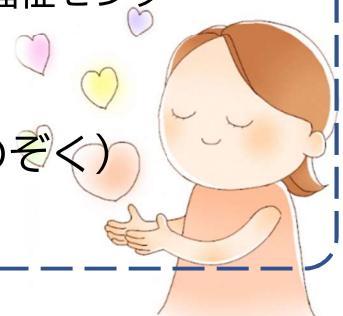
すべては ふつうに くらす しあわせを 実現するために

社会福祉法人 遊佐町社会福祉協議会

住 所 遊佐町遊佐字田子1番地 遊佐町総合福祉センター

電 話 72-4715

受付時間 月曜日から金曜日(土・日・祝日のぞく)  
午前8時30分～午後5時15分



## 各種相談窓口

# お困りごとはありませんか？

## 遊佐町社会福祉協議会までご相談ください！！

社会福祉協議会では、みなさんの困りごとに対して様々なネットワークを利用して解決を図ります。

相談者のプライバシーは守られますので、お気軽にご相談ください。

### ○心配ごと相談・・・毎月第4水曜日（祝祭日・8月・12月を除く）

日常の困りごとなど、お気軽にご相談ください。

人権擁護委員の方々がご相談に応じます。

予約不要ですが、混雑を避けるため事前に電話連絡をお願いします。

### ○弁護士による無料法律相談・・・毎月1回（4月を除く）

法律相談（財産、金銭、土地、賃借、相続、その他）

全戸回覧で開催のお知らせをしております。

完全予約制となります。相談日の1週間前から電話にて予約受付を行います。

### ○郵便物の内容について・・・随時

郵便物がたくさん届くけど内容がよくわからない・・・

→専門の相談員が相談に応じます。

随時受付しておりますので、お気軽にご連絡ください。

### ○生活困窮者相談事業

生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口となります。

家計や生活の課題を整理し、適切な機関や制度につなぐ橋渡しを行います。

### ○各種資金の貸付

生活困窮者相談事業の中で、必要と認められた場合は、生活福祉資金（県社協）、たすけあい基金（町社協）の貸付を検討します。

※生活福祉基金の貸付にあたっては、民生児童委員の意見書を添えて、山形県社会福祉協議会に対して申請を行います。県社協での審査を経て資金の交付を行います。

※たすけあい資金は応急の生活資金を必要とする低所得者世帯への一時金の貸付を行います（民生児童委員より意見書を頂きます）。

### ○生活自立支援センターさかた

生活困窮者自立支援機関になります。仕事・家計・将来・生活の様々な相談に応じます。

一部の資金の貸付の際、自立相談支援機関の支援を受けることが条件になります。



## 重層的支援体制整備事業移行準備事業

「地域共生社会」の実現に向けて、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けた、移行準備事業を受託して実施します。

### ○多機関協働事業の取組

複雑化・複合化した事例に対応するため、幅広く相談支援を行います。そのうえで、支援関係機関と連携し、事例全体の調整機能を果たすことで、相談者の課題解決を図ります。

重層的支援会議を定期的開催し、支援関係機関と情報共有を行うとともに、課題解決に向けた情報交換を行います。

- ・ 相談受付、アセスメント、プラン作成、相談支援
- ・ 重層的支援会議(プランの適切性の協議)

### ○アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組

複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、支援関係機関・地域住民とのつながりを構築することを目指します。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性を作ることを目指します。

- ・ 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者と連携した情報収集
- ・ 関係性構築に向けた支援
- ・ 家庭訪問、同行支援

### ○参加支援事業の取組

令和4年度より受託した、重層的体制整備事業移行準備事業の推進を図ります。

参加支援の取組では、既存の社会参加に向けた事業では対応できない方のために、地域の社会資源や支援制度とのコーディネートをし、マッチングを行います。また、既存の社会資源の拡充を図り、支援ニーズや状態にあった支援メニューの創出を図ります。

- ・ 相談受付、アセスメント、プラン作成、相談支援
- ・ 住民主体の生活支援サービスの創出
- ・ 生活支援の担い手養成研修

## 民生委員・児童委員、主任児童委員

### ○法律に位置付けられたボランティア

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱し、その身分は非常勤の地方公務員（特別職）と解されています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しているもので、任期は3年です。社会奉仕精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じる、社会福祉の増進に熱意があるなど民生委員法に規定された要件を満たす住民が、町に設置された民生委員推薦会、県知事、厚生労働大臣へと推薦されます。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。このため「民生児童委員」と略して表記することがあります。

主任児童委員は、単位民児協に数名配置されている、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生児童委員です。

### ○地域住民の身近な相談相手

自らも地域住民の一員として、担当の区域において一人暮らし高齢者等の訪問や見守り、子どもたちへの声掛けなどを行っています。地域の身近な相談相手として、住民の立場に立ち、一人ひとりに寄り添いながら、健康や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の困難など、さまざまな相談に応じています。相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、地域の専門機関との「つなぎ役」にもなります。民生児童委員には、法に基づく守秘義務があり、秘密は守られます。

## 遊佐町民生委員・児童委員・主任児童委員名簿

令和7年11月30日まで

### <蕨岡地区>

氏名	担当集落	氏名	担当集落
伊藤 忠美	杉沢南、開畑	岡野 清	杉沢北、棲坂
佐藤 豊	大蕨岡、上蕨岡・坂下	後藤 一喜	鹿野沢、平津
中川 三彦	下小松、上長橋、水上	高橋 智	三川、石辻、下大内
伊藤 由美子	上大内、上小松		

### <遊佐地区>

氏名	担当集落	氏名	担当集落
菅原 俊一	広野、藤井、臂曲	今野 富美子	岩野、金俣・三ノ俣
菅原 正史	野沢上・中・下、舞台	土田 喜美子	京田、京田新田、下野沢、境田
佐々木 幸悦	蚕桑、袋地、上吉出	佐藤 薫	中吉出、旭ヶ丘
佐藤 とし子	漆曾根、和田、下吉出	小松 隆	六日町、七日町
池田 実重子	五日町、岡田尻引	外崎 和香	駅前二区、駅前一区の一部
高橋 邦子	駅前一区、下永橋	押切 まゆみ	十日町
高橋 達史	八日町	今野 直樹	大楯、平津新田

<稲川地区>

氏名	担当集落	氏名	担当集落
菅原 みき	千本柳、田中	土門 清	大井、服部、増穂
石垣 智枝	楸島、江地	高橋 久雄	出戸、田地下
石垣 孝子	東・西・北宮田	佐藤 俊朗	十里塚

<西遊佐地区>

氏名	担当集落	氏名	担当集落
村上 清	茂り松、上藤崎一・二	佐藤 ひとみ	中藤崎
鈴木 広幸	下藤崎一・二	齋藤 奈保美	白木、青塚
富樫 正義	服部興野、比子下モ山	増坂 富子	大谷地、西谷地

<高瀬地区>

氏名	担当集落	氏名	担当集落
山田 眞喜	富岡、北目、畑	高橋 富貴子	丸子、山崎
菅原 清和	上戸、下当下・上、東山	佐藤 恒雄	中山、升川、樽川
碓谷 妙子	南山、松山	高橋 寛	菅野上・下
高橋 郁子	谷地上・下	箕輪 真理子	石淵

<吹浦地区>

氏名	担当集落	氏名	担当集落
高橋 光弥	女鹿	高橋 芳喜	滝ノ浦、鳥崎、湯ノ田
赤塚 枝陽	横町二・三	齋藤 淳	横町一、布倉
金井 正	宿町一・二	村上 喜久夫	宿町三・四・五
南間 美和子	西浜	佐藤 たえこ	箕輪、落伏、西浜の一部
荒木 省二	小野曾		

<主任児童委員>

氏名	担当集落	氏名	担当集落
本間 淳一	蕨岡地区、遊佐地区	伊藤 淳子	稲川地区、西遊佐地区
成田 栄美	高瀬地区、吹浦地区		

## 2. 高齢者が利用する保健・福祉施設

### 居宅介護支援（介護予防支援）事業者

事業者	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
遊佐町地域包括支援センターゆうすい	999-8301	遊佐字木ノ下2	71-2130	71-2156
社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	999-8301	遊佐字田子1	31-8867	72-4713
ケアプランセンター ゆうすい	999-8301	遊佐字木ノ下2	71-2155	71-2156
在宅福祉サービス つくし	999-8431	菅里字菅野南山1-209	75-3066	75-3067
居宅介護支援事業所 ゆざ	999-8301	遊佐字石田7	28-8167	28-8168
松濤荘居宅介護支援事業所	999-8531	菅里字菅野南山7-1	76-2145	76-2147

### 訪問介護（ホームヘルプサービス）

事業者	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
社会福祉協議会指定居宅サービス事業所	999-8301	遊佐字田子1	31-8866	72-4713
酒田第一タクシー指定訪問介護事業所 （遊佐営業所）	999-8301	遊佐字京田61	22-7600	21-9582
在宅福祉サービス つくし	999-8431	菅里字菅野南山1-209	75-3066	75-3067

### 訪問看護・居宅療養管理指導

事業者	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
訪問看護ステーションゆざ	999-8301	遊佐字石田7	28-8166	28-8168
居宅療養管理指導 日本調剤遊佐町薬局	999-8301	遊佐字前田83-1	71-1081	71-1083

### 通所介護（デイサービス）

事業者	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
デイサービス 燦燦（小規模デイ）	999-8301	遊佐字南大坪12-1	72-5235	72-5236
デイサービス なごやか（小規模デイ）	999-8433	江地字中屋敷田3-7	71-5575	71-5575
デイサービスセンター あいあい	999-8301	遊佐字木ノ下2	71-2144	71-2156
デイサービスセンター のどか	999-8435	庄泉字大谷地467	75-3210	75-3210
デイサービスセンター キャット遊佐	999-8431	菅里字十里塚193-32	71-6122	71-6123

## 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

事業者	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
松濤荘 指定短期入所生活介護事業所	999-8531	菅里字菅野南山7-1	76-2103	76-2147
にしだて 指定短期入所生活介護事業所	999-8521	吹浦字西楯23-9	71-6061	71-6062
ゆうすい 指定短期入所生活介護事業所	999-8301	遊佐字木ノ下2	71-2133	71-2134
遊佐病院 指定短期入所療養介護事業所	999-8301	遊佐字石田7	72-2522	71-2865

## 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

事業者	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
アインクサービスオビヤ	999-8301	遊佐字京田14-6	72-3122	72-3123

## 地域密着型サービス事業者

(定員29名以下の小規模運営で、原則として町の被保険者のみが利用できる事業所)

事業者	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
グループホーム 燦燦	999-8301	遊佐字南大坪12-1	72-5900	72-5905
グループホーム なごやか	999-8433	江地字中屋敷田3-7	71-5575	71-5576
多機能ハウス 結い	999-8437	藤崎字千代ノ藤11-9	43-1587	43-1588
小規模多機能 さくら遊佐	999-8301	遊佐字南大坪12-5	71-1388	71-1355
特別養護老人ホーム にしだて	999-8521	吹浦字西楯23-9	71-6061	71-6062
特別養護老人ホーム 松濤荘(一部)	999-8531	菅里字菅野南山7-1	76-2103	76-2147

## 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

事業者	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
特別養護老人ホーム 松濤荘	999-8531	菅里字菅野南山7-1	76-2103	76-2147
特別養護老人ホーム ゆうすい	999-8301	遊佐字木ノ下2	71-2133	71-2134

## 有料老人ホーム

事業者	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
住宅型有料老人ホーム のどか	999-8435	庄泉字大谷地467	75-3210	75-3210
あっとほーむキャット遊佐	999-8431	菅里字十里塚193-32	71-6122	71-6123

### 3. 高齢者等の生きがいくくり・社会参加

#### 老人クラブ

#### メインテーマ「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」

老人クラブは、仲間づくりと健康づくり・介護予防を基本に、環境美化、世代交流、ボランティアなど、幅広い社会貢献活動に取り組んでいます。

高齢社会が一層加速する中で、とりわけ75歳以上の人口の増加が予測され、高齢者相互の支え合いが重要になっています。

閉じこもりを防ぎ、心のつながりを深める友愛活動をもとに、住み慣れた地域で継続的に生活できるよう、老人クラブのネットワークを生かして事業を行います。

#### ○組織状況（令和4年6月現在）

遊佐町老人クラブ連合会(昭和39年4月1日設立)  
70クラブ 2,204名

蕨岡地区	11クラブ	283名	遊佐地区	22クラブ	642名
稲川地区	10クラブ	277名	西遊佐地区	7クラブ	299名
高瀬地区	12クラブ	343名	吹浦地区	8クラブ	360名

#### ○主な事業

- 6月 遊佐町老人クラブ連合会「友愛の旅」
  - 8月 山形県老人福祉大会
  - 9月 ねんりん者「グラウンドゴルフ」大会、シルバー作品展、金婚祝賀記念式典
  - 10月 公式ワナゲ普及員講習会、遊佐町公式ワナゲ大会、公式ワナゲ全国交流大会
- ※その他単位老人クラブの活動があります

#### ○入会方法

単位クラブが結成されている地区の方

→単位クラブ会長さんへご相談ください。会長さんがわからないときは、老人クラブ連合会事務局までお問い合わせください。

単位クラブが結成されていない地区

→老人クラブ連合会事務局へご相談ください。単位クラブ結成のお手伝いをします。

遊佐町老人クラブ連合会事務局	
住所	遊佐町遊佐字田子1番地 遊佐町総合福祉センター
電話	0234-72-4715
受付時間	月曜日から金曜日（祝日のぞく） 午前8時30分～午後5時15分

## シルバー人材センター

### ○基本理念は「自主・自立、共働・共助」

シルバー人材センターは、「自主・自立、共働・共助」を基本理念に、高齢者が地域を単位に自主的に連帯して、共に働き、共に助け合っていくことを目指す団体です。

会員は自分たちで役員を選び、理事会等の組織活動を通じ、組織や事業の運営に参画します。会員一人ひとりがお互いに協力し合い、助け合いながら仲良く就業することを基本としています。

### ○高齢者の就業による生きがいづくりを目的

長年培った知識・経験・技能をいかして就業することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいを充実するとともに、地域での活力を生み出し、地域社会の福祉と活性化に寄与することを目的にしています。

### ○シルバー人材センター入会の条件

- ① 60歳以上の健康で働く意欲のある方
- ② シルバー人材センターの趣旨に賛同いただける方
- ③ 入会申込書を提出し、定められた会費を納入していただける方

### ○シルバー人材センターが行っている仕事

- ① 請負・委任でできる仕事（時間に拘束されず、自分のペースで働きたい方）
  - ・ 管理分野の仕事：施設管理、駐車場管理など
  - ・ 屋内外の仕事：公園の清掃、草刈り、農作業など
  - ・ 技術を必要とする仕事：庭木手入れ、ふすま（障子）張りなど
- ② シルバー派遣でできる仕事（決められた日数・時間等で定期的に働きたい方）
  - ・ 運転業務：送迎運転など
  - ・ サービス業務：保育補助、介護補助など
  - ・ 販売補助業務：商品品出し、陳列など
  - ・ 製造分野：工場内での軽作業など（加工、組立、検査）

#### ※注意事項

高齢者の就業なので、危険・有害な仕事はお引き受けしていません。

港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等の医療関係業務はお引き受けしていません。

～明るい地域づくりをお手伝いします～

一般社団法人 遊佐町シルバー人材センター

〒999-8301

遊佐町遊佐字石田19番地18

電話：72-3424 FAX：28-8482

## ゆったり健康サロン事業

利用できる方 内 容	町内在住の65歳以上の方であればどなたでも 鳥海温泉「あぼん西浜」を活用する介護予防を目的とした教室です。ゆっく りと温泉を楽しんでもらいながら、介護予防に役立つレクリエーションやバラ ンスに配慮した食事の提供、健康チェックなどのサービスを行います。
日 程	各集落ごとに割り振りされており、1回あたりの人数は25人以内。取りま とめは老人クラブ、集落単位で行われます。また、1年に2～3回、集落の 枠を超えた自由参加の日があり、集落、学区の違う方との交流も楽しめます。 集落の公民館などへのマイクロバスでの送迎もあります。
会 場	鳥海温泉「あぼん西浜」 TEL 77-3333
費 用	1日 800円
担 当 窓 口	介護保険係 TEL 28-8251

## IADL（手段的日常生活動作）訓練事業

利用できる方 内 容	65歳以上の男性高齢者 一人で生活するようになって困らないよう、又は家族と協力して食事づ くりができるように、家事訓練のための調理実習、低栄養の予防について学 びます。
開 催 回 数	1集落あたり年1回（町内3集落で実施）
会 場	集落公民館又は地区まちづくりセンター
担 当 窓 口	健康支援係 TEL 72-4111

## 健康相談事業

利用できる方 内 容	町民の方ならどなたでも 保健師による血圧測定や個別健康相談を行います。
日 程 等	集落等の要望に合わせて実施します。
会 場	地区まちづくりセンター又は集落公民館等
担 当 窓 口	健康支援係 TEL 72-4111





## 健康教室事業

利用できる方	町民の方ならどなたでも
内 容	保健師、歯科衛生士等により出前講座のテーマや集落の要望に合わせた内容で、健康に関する教室を開催します。
日 程 等	集落の要望に合わせて開催します。
会 場	集落公民館又は各地区まちづくりセンター
担 当 窓 口	健康支援係 TEL 72-4111

## 高齢者体力アップ事業

利用できる方	60歳以上の自立高齢者
内容と開催回数	

### 1. はつらつ貯筋講座

トレーニング機器を使った筋力トレーニングやボール、ダンベルを使用した体操とストレッチ等を行い、転倒予防と生活の質の向上をはかります。

会場：トレーニングセンター・生涯学習センター・町民体育館

回数：32回（2回／週）、4か月間

### 2. ゆざ元気サポーター養成講座

地域で運動を推進する「ゆざ元気サポーター」となるために必要な基本的な知識と実習を行います。

会場：生涯学習センター

回数：5回（1回／週）

担 当 窓 口	健康支援係 TEL 72-4111 （国民健康保険保健事業）
---------	-----------------------------------

## 家庭訪問事業

利用できる方	町民の方ならどなたでも
内 容	<p>① 保健師による家庭訪問 療養上及び健康診査等において、保健指導が必要な方及びその家族等に対して、保健師が家庭訪問を行い、生活習慣病予防や介護予防のための保健指導や健康相談・支援を行います。</p> <p>② 訪問口腔衛生指導 歯科医院に通院することが困難な高齢者等に対し、歯科衛生士が訪問し、口腔内の衛生指導・相談を行います。 治療が必要な場合等、主治医と連携を図りながら往診につなぐこともあります。 要支援・要介護認定を受けている方は、担当の介護支援専門員にもご相談ください。</p>
担 当 窓 口	健康支援係 TEL 72-4111

## 通いの場支援事業

利用できる方  
内 容

おおむね65歳以上の高齢者

- ①住民運営による「通いの場」の立ち上げ支援  
通いの場の創設に向け、保健師が支援します。
- ②「通いの場」の継続支援  
長期継続できるように、作業療法士やゆざ元気サポーター等を活用し、「通いの場」の充実をはかります。
- ③いきいき百歳体操の普及  
通いの場の創設と同時にバランス能力の強化・下肢筋力の向上等介護予防を目的に、いきいき百歳体操の普及を行います。

担当 窓口

健康支援係 TEL 72-4111

### いきいき百歳体操実施集落

令和5年3月現在

No.	実施団体	会場	No.	実施団体	会場
1	上蕨岡	大鳳館	22	比子下モ山	比子下モ山公民館
2	鹿野沢	鹿野沢公民館	23	富岡	富岡公民館
3	上長橋	上長橋公民館	24	下当上・下	下当公民館
4	上小松	上小松公民館	25	升川	升川公民館
5	三川	三川公民館	26	南山	南山公民館
6	上大内	上大内公民館	27	谷地上・下	谷地公民館
7	袋地	袋地公民館	28	高瀬まちづくりC	高瀬まちづくりC
8	上吉出	上吉出公民館	29	サークル ゆる	高瀬まちづくりC
9	漆曾根	漆曾根公民館	30	女鹿	女鹿公民館
10	七日町	七日町公民館	31	横二	横二公民館
11	駅前一区	駅前一区公民館	32	横三	横三公民館
12	八日町	八日町公民館	33	布倉	吹浦防災センター
13	大楯	大楯公民館	34	宿四・五（火）	宿四五公民館
14	大井	大井公民館	35	宿四・五（水）	宿四五公民館
15	西谷地	西谷地公民館	36	西浜	西浜公民館
16	江地	江地公民館	37	きらめき	総合福祉センター
17	出戸	出戸公民館	38	総合福祉C（午前）	総合福祉センター
18	田地下	田地下公民館	39	総合福祉C（午後）	総合福祉センター
19	三宮田	宮田公民館	40	稲川まちづくり協会	稲川まちづくりC
20	十里塚	十里塚公民館	41	西遊佐まちセンカフェ	西遊佐まちづくりC
21	中藤崎	中藤崎公民館			

## 4. 高齢者に対する生活支援サービス事業

### 食の自立支援事業(配食サービス)

<u>利用できる方</u>	町内に居住する方で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、自分で調理ができない方、又は困難な方。 (1) おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯 (2) 身体障がい者のみの世帯 ※別途、調査による「要否の決定」があります。詳しくは、福祉係までお問い合わせください。
<u>内 容</u>	配食ボランティアが週 1 回利用者宅を訪問し、弁当の配達とともに安否確認を行います。 ※訪問した際に不在が続く場合は、サービス利用について相談させていただく場合があります。
<u>費 用</u>	200円(1食)
<u>担 当 窓 口</u>	福祉係 TEL 72-5884 (遊佐町社会福祉協議会に委託 TEL 72-4715)

## 生活支援ホームヘルプサービス事業

### ①法令外ホームヘルプサービス

利用できる方	(1) 居宅において生活している方 (2) 保険給付等(介護保険事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障害福祉サービス)を超えて援助を必要とする方
内 容	保険給付等と同一または保険給付等の対象外の援助が必要と認められるもの
費 用	午前8時から午後6時まで …500円/15分 午前7時から午前8時まで …625円/15分 午後6時から午後9時30分まで…625円/15分
担当窓口	社会福祉法人 遊佐町社会福祉協議会 指定居宅サービス事業所
電 話	TEL 31-8866

### ②エプロンサービス(西遊佐地区)

利用できる方	(1) 西遊佐地区在住の65歳以上の方 (2) 一人暮らし・高齢者世帯・昼間一人高齢者の方
内 容	(1) 家事援助、ゴミ出しや灯油つめ、屋外の仕事、買い物、料金支払い代行 話し相手 等 (2) 買い物支援 月1回の買い物支援(送迎・付き添い) ※お手伝いの内容は事前の面談で打ち合わせを行います。
費 用	30分150円(チケット制) ※買い物支援は無料
担当窓口	西遊佐地区まちづくりの会 TEL 75-3822 遊佐町社会福祉協議会 TEL 72-4715

### ③おたがいさま稲川(稲川地区)

利用できる方	(1) 稲川地区在住の65歳以上の一人暮らしの方でお手伝いを必要としている方 (2) 65歳以上だけで暮らしている世帯の方でお手伝いを必要としている方
内 容	(1) 買い物代行、草むしり、ゴミ出し、灯油詰め、電池・電球の交換 パソコン基本操作指導 等 (2) 買い物支援(月1回、送迎・付き添い)
費 用	チケット制(内容による)
担当窓口	稲川まちづくり協会 TEL 76-2110 遊佐町社会福祉協議会 TEL 72-4715

#### ④遊佐地区まるっと「ちょっこり応援隊」

<u>利用できる方</u>	(1) 遊佐地区在住の65歳以上の方 (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯
<u>内 容</u>	(1) 話し相手(現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のため行っておりません) (2) 買い物支援(月1回、送迎・付き添い)
<u>費 用</u>	無料
<u>担当窓口</u>	遊佐地域づくり協議会 TEL 72-2120 遊佐町社会福祉協議会 TEL 72-4715

#### ⑤美童里(みどり)応援隊(高瀬地区)

<u>利用できる方</u>	車の免許を返納した方、買い物に行くのが困難な方
<u>内 容</u>	買い物支援 月1回の買い物支援(送迎・付き添い)
<u>費 用</u>	無料
<u>担当窓口</u>	高瀬まちづくりの会 TEL 72-2937 遊佐町社会福祉協議会 TEL 72-4715

## 家族介護継続支援事業（おむつ支給）

利用できる方	<u>町内に住所を有し在宅生活をする者のうち寝たきり等の常時失禁のある在宅高齢者</u> で、次のいずれかに該当する方。 (1) 要介護4以上の在宅高齢者の属する世帯が町民税非課税世帯 (2) 要介護2以上の在宅高齢者の属する世帯が町民税非課税世帯 (3) 要介護2以上の在宅高齢者の属する世帯が課税世帯で、生計中心者の 所得税額（特別控除前の額）0円
内 容	おむつを現物支給します（自宅へ配送）。上記利用できる方の区分に応じ、月額上限額6,000円、4,000円、2,000円の区分があります。
そ の 他	介護保険施設入所者及び入院者は除きます。また、支給時点において現住所での生活実態が伴わない場合は支給対象外となります。
担 当 窓 口	介護保険係 TEL 28-8251

## 家族介護者交流激励支援事業

利用できる方	要介護2以上の在宅高齢者（施設入所者及び長期入院者を除く）を現に介護している方
内 容	家族介護者を介護から一時的に解放し、介護知識の普及啓発及び心身のリフレッシュや交流を図ります。
開 催 回 数	年間1回
担 当 窓 口	介護保険係 TEL 28-8251 (遊佐町社会福祉協議会に委託 TEL 72-4715)

## 緊急時通報システム事業

利用できる方

おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯や身体障がい者のみの世帯等で、慢性的な疾患を有し、身体虚弱のため緊急時の行動が困難な方や突発的に生命に危険な症状の発生する持病を有する方など日常生活を営む上で本事業の利用が必要と認められる方。

内 容

緊急の場合の通報機器（機器本体、ペンダント送信機、火災センサー）を貸与。

機器の設置及び保守に要する費用は町が負担します。

機器の使用にかかる定時通報を含む通話料金等を利用者が負担します。

○ 通報機器はご家庭の電話線に接続します。機器本体又はペンダント送信機のボタンを押すことにより、委託業者（受信センター）へ通報が行き、オペレーターと受話器越し又はハンズフリーで会話することができます。その際本人が応答できない場合は、協力員等関係者に安否確認をお願いしています。

○ 事業の対象となる方（脳梗塞、高血圧症：常時190～200など、狭心症：意識喪失等、心不全、心臓病、くも膜下出血、心臓疾患などの症状を有している方。診断書有等）

手 続 き

所定の申請書を提出していただきます。申請書には、協力員（なるべく近くにお住まいの方）及び親族を登録する必要があります。

担 当 窓 口

福祉係 TEL 72-5884

## 救急情報カード

利用できる方

①65歳以上の一人暮らし高齢者または65歳以上の高齢者世帯

②日中一人になる、65歳以上の高齢者

③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの一人暮らしの方または65歳以上の高齢者と暮らしている方

内 容

一人暮らしの高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医などの医療情報を記入し、冷蔵庫に貼っておき、万一の緊急時に備えるものです。

駆け付けた緊急隊員がカードの情報を確認することで、適切で迅速な処置が可能となり、家族への連絡もスムーズに行えます。

手 続 き

民生児童委員が実態把握をして申請します。

担 当 窓 口

福祉係 TEL 72-5884

## 福祉タクシー事業

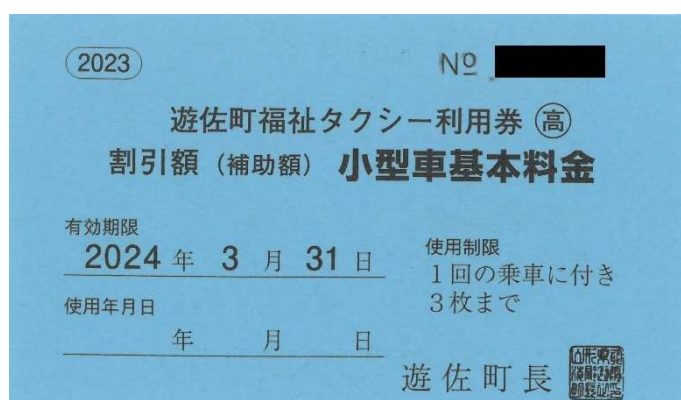
利用できる方	遊佐町に住所を有し、現に町内に居住する運転免許証を所有しない満65歳以上の方
内 容	基本料金分の利用券を年36枚交付します。 すべて使い切った方は、1人1回に限って更に16枚追加交付を受けることができます。 協力企業（町内に事業所を有するタクシー会社、遊佐町デマンドタクシー）で利用できます。
手 続 き	すでに利用券を交付している方には、3月上旬に、新年度用の申請書を郵送します（3月中に申請された方には、3月末日に「利用者証」及び「利用券」を郵送します）。 4月以降の随時申請も可能です。
利 用 方 法	①タクシーに乗車する際、運転手に「利用者証」を提示してください。 ②タクシーを降車する際、運転手に「利用券」をお渡しください。 タクシー料金から基本料金相当額（680円分）が割引されます（デマンドタクシー及び乗り合い型タクシーでも利用できます。デマンドタクシーに乗車した場合は500円分の乗車券となります）。 ③助成券は乗車1回につき3枚まで利用できますが、 <u>おつりが出るような使用方法はできません。</u> 1, 360円以上の乗車料金に限り1回の乗車につき2枚まで、2, 040円以上の乗車料金に限り1回の乗車につき3枚まで助成券を利用できます。
担 当 窓 口	福祉係 TEL 72-5884





## 協 力 企 業

事業所名	事業所住所	電話番号
酒田合同自動車株	遊佐字京田 5 2 - 1	7 2 - 4 4 3 3
酒田第一タクシー株	遊佐字京田 6 1	2 2 - 9 4 4 4
介護タクシー美助っ人	富岡字道内 5 4	2 5 - 4 5 5 0
デマンドタクシー (遊佐商工会)	遊佐字石田 1 9 - 1 8	7 1 - 1 2 3 3



### 《 留 意 事 項 》

1. 利用料金から、割引額(補助額)を差し引いた残額が本人負担です。
2. 利用券は、1回の乗車につき3枚までです。なお、利用券を2枚又は3枚使用できるのは、利用料金が利用券1枚相当額の2倍又は3倍を超える場合のみです。
3. 利用券の貸与及び譲渡は禁止されています。
4. この利用券を使用できるタクシー会社は、遊佐町に事業所を有する会社だけです。
5. この利用券を紛失した場合は、再交付いたしません。

〈問合せ先〉 遊佐町健康福祉課 福祉係  
TEL 72 - 5884

## 5. 認知症総合支援事業

### 認知症サポーター養成講座事業

利用できる方	町民の方ならどなたでも
内 容	地域で認知症サポーター養成のための講座を開催します。
日 程 等	要望に合わせて開催します。
費 用	集落公民館などの使用料
担 当 窓 口	遊佐町地域包括支援センターゆうすい TEL 71-2130

受講者には「認知症の人を支援する」という目印である“オレンジリング”を進呈します。



#### なぜ、「オレンジリング」なの？

「柿色」をしたオレンジリングは、認知症サポーターの目印です。江戸時代の陶工・酒井田柿右衛門が夕日に映える柿の実の色からインスピレーションを得て作り出した赤絵磁器は、ヨーロッパにも輸出され世界的な名声を誇ります。この赤絵磁器と同じように、オレンジリングが、世界のいたるところで「認知症サポーター」の証として認められればとの思いからつくられました。なお、温かさを感じさせるこの色は、「手助けします」という意味を持つと言われています。

# 「認知症サポーター養成講座」



～あなたも認知症サポーターになりませんか？～

尊厳をもって最期まで自分らしくありたい

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気に起因するものです。厚生労働省によると、全国で認知症の人の数は、令和7年には700万人前後、高齢者の5人に1人の割合になると予想されています。遊佐町においても、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者数はますます増えることが予想されます。

認知症になっても安心して暮らせるまちは、「誰もが暮らしやすいまち」でもあります。  
認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」である「認知症サポーター」の養成を通じて、  
福祉のまちづくりをご一緒にすすめてまいりましょう。

## つえ 認知症の人の「杖」になる

・「認知症の人は何もわからない、何もできない」は間違いです。

認知症かもしれないと悲しんでいるのは本人です。

・周囲の人が、認知症の病気を理解し、その人ができない部分を補う「杖」となれば、自分でやれることも増え、おだやかに暮らしていくことができます。

・偏見という心のバリアをなくし、一人でも多くの「人間杖」を増やしていくことが重要です。



## 認知症サポーターとは

・何か特別なことをする人ではありません。

・認知症の正しい理解、認知症の人の行動や心理、支援や対応する際の心配りなどを学習し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、ご自分で出来ることを、出来る範囲で活動します。

## 認知症サポーターになるには

※主催：遊佐町 ※実施機関：遊佐町地域包括支援センターゆうすい（受託事業）

【申込み・問合せ先】TEL 71-2130（地域包括支援センターゆうすい）

\*\*\* 認知症サポーター養成講座 \*\*\*

講師	認知症キャラバン・メイト (認知症の専門の研修を受けた人)
時間	1時間～1時間半くらい(時間の長さについてはご相談ください)
内容	講義形式や寸劇形式での講座となります。
受講申込み	5名以上からとなります。(ご了承ください)



## 遊佐町認知症初期集中支援チーム

遊佐町では、認知症になっても本人の意思が尊重され、出来るだけ家族や住み慣れた地域の中で、自分らしく生活出来る事を目指し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う、認知症初期集中支援チームがH29年度より設置されています。

### こんな時はご相談ください！！

- 認知症の診断を受けていない
- 医療を受けていない、または中断している
- 適切な介護サービスに結びついていない、または中断している
- 医療や介護サービスを受けているが、認知症の行動、心理症状が強く、対応に苦慮している



## 支援の流れ

### 対象となる方

- ① 満40歳以上の方
- ② 在宅で生活している方
- ③ 認知症もしくは認知症の疑いのある方

医療と介護の専門職がご本人やご家族からの相談を受け、認知症または認知症が疑われる方や家族を訪問し、専門医の指導や助言等のもと、適切な医療・介護に結びつけるなど、自立生活のサポートを行うチームです。かかりつけ医がいる場合は、連携を取りながら進めていきます。



地域包括支援センター

ゆうすいに相談

☎71-2130

### 初回訪問

認知機能、生活状況を把握し、必要な情報提供を行います。

### チーム員会議

(認知症嘱託医・保健師・  
認知症地域支援推進員)  
支援方法を検討します。

### 支援の実施・チーム員会議

関係機関と連携して、問題解決  
に向けて支援します。

### 引継

医療、介護サービスに結びつく  
場合は介護支援専門員に引き継  
ぎます。

問合せ：遊佐町地域包括支援センターゆうすい ☎71-2130

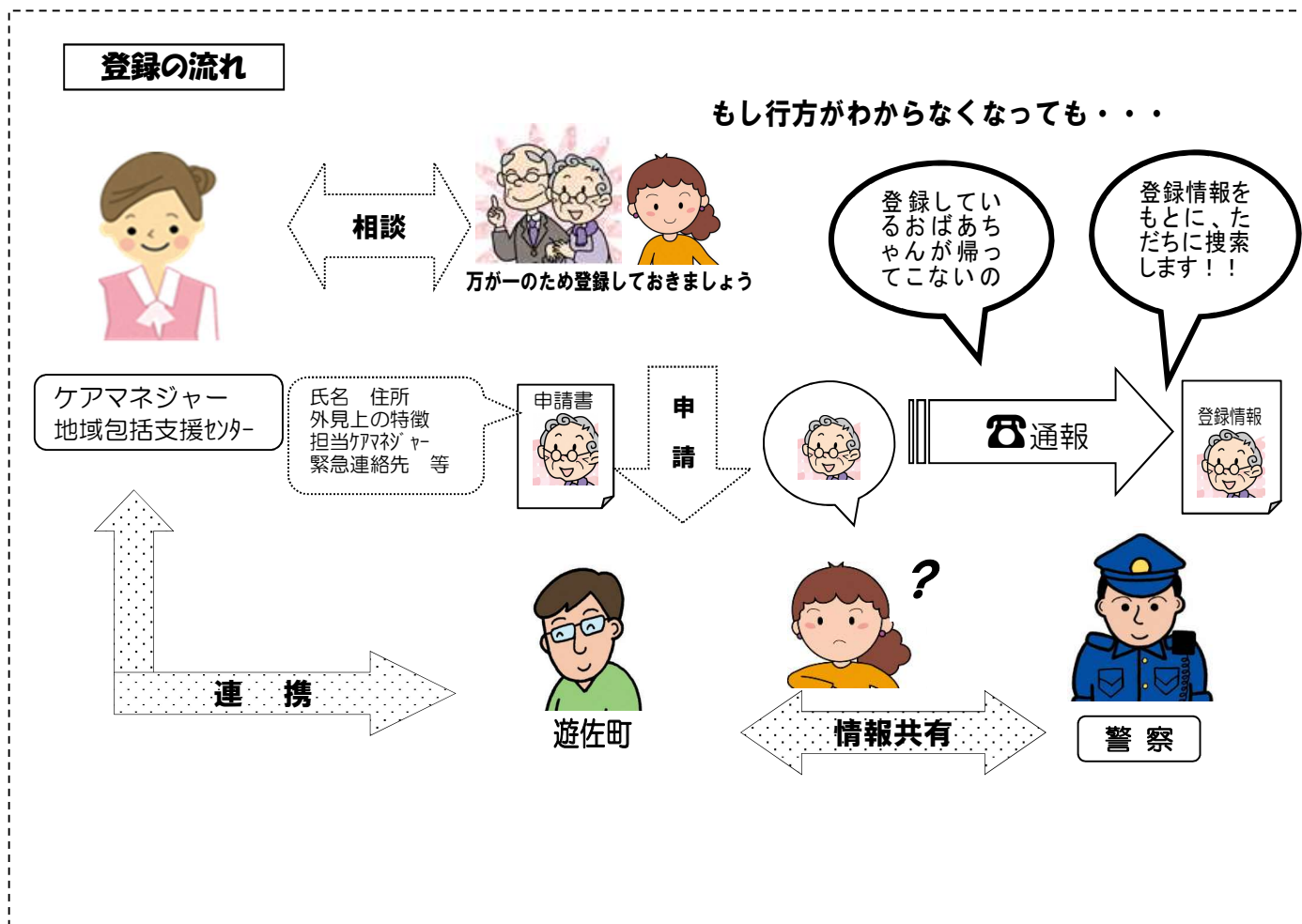
# 高齢者等地域見守り事前登録事業

利用できる方  
内 容

認知症等により、徘徊するおそれのある在宅等で生活する高齢者等  
遊佐町役場、警察、包括支援センター、社会福祉協議会でその方についての  
情報を共有し、行方不明時に早期に発見、保護できるように支援します。

登録方法  
担当窓口

ご本人の最近の写真と一緒に申請書を提出します。  
遊佐町地域包括支援センターゆうすい TEL 71-2130





## 高齢者等地域見守り事前登録どこシル伝言板事業

利用できる方	高齢者等地域見守り事前登録に利用登録されている方で、徘徊するおそれのある在宅等で生活する高齢者等
内 容	見守りが必要な方へQRコードラベルシールを支給しています。 万が一行方不明になった場合、発見者がQRコードを読み取ることにより、ご家族へ瞬時に発見メールが届くことにより、早期発見・保護につながります。
交 付 内 容	ラベルシール2種混合30枚セット(無料) 耐洗ラベル20枚 蓄光シール10枚 追加の場合は自己負担
担 当 窓 口	遊佐町地域包括支援センターゆうすい TEL 71-2130

あらかじめ登録された高齢者が行方不明になった際、衣類等に貼ったQRコードが読み取られると、家族等へ瞬時に「発見通知メール」が届きます。発見者はQRコードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなどが表示され、対処方法がわかります。発見者と保護者等は、チャット形式の伝言板で情報交換ができ、お迎えまでのやり取りを迅速に行うことができます。



## 認知症カフェ

利用できる方	どなたでも
内 容	「何でも話せる息抜きの場」や「情報交換の場」を目的とした、認知症の方やご家族、地域の方などどなたでも参加できるカフェです。
開催日・時間・料金	①ゆうすいカフェ 5月～3月までの毎月第2火曜日 14時から16時 (現在、コロナ禍のため不定期開催) 参加費：100円
	②オレンジカフェふっくら 不定期 13時から16時30分 参加費：300円
会 場	①特別養護老人ホームゆうすい ②有料老人ホームキャット
担 当 窓 口	①遊佐町地域包括支援センターゆうすい TEL 71-2130 ②有料老人ホームキャット TEL 71-6122

## 認知症ケアパス

利用できる方	遊佐町内に居住し、住民登録のある方
内 容	認知症ケアパスとは「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」をまとめたものです。認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた遊佐町で安心して暮らし続ける事ができるよう、「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのか、認知症の様態に応じたサービス提供の流れをまとめたものとなっています。 ※この冊子の最終ページをご確認ください。

## 6. 権利擁護

### 成年後見制度利用支援事業

利用できる方	判断能力が不十分であり、かつ、身寄りのない認知症の高齢者、精神障がい者、知的障がい者等。
内 容	成年後見制度の利用が困難な場合の経費は全部又は一部を助成します。 ※詳しくは、福祉係までお問い合わせください。
相 談 窓 口	遊佐町役場 健康福祉課 福祉係 72-5884 遊佐町地域包括支援センターゆうすい 71-2130 *「成年後見制度」についての『出前講座』も行っております。 遊佐町社会福祉協議会 72-4715

## 成年後見制度ってどんな制度なの？ みなさんの暮らしや権利を守る制度です

認知症になったら  
どうしよう…



ひとり暮らしの  
親が心配…



認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、介護、福祉サービスを利用するための手続きや、不動産や預貯金などの財産管理が難しい場合があります。

このような判断能力が不十分な人を保護し、支援するのが**成年後見制度**です。

#### ✿任意後見制度について

本人の元気なうちに、もしもの時に備えて「本人」があらかじめ後見人を選んでおき、もしもの時が来たら、その後見人が本人をサポートする仕組みです。

自分の将来のために・大切な人のために、成年後見制度の利用を考えてみませんか。



## 高齢者虐待

すべての人が安心して住み慣れた家庭や地域で暮らし続けていけるように

# 高齢者虐待

を防ぎましょう

虐待は「虐待者が悪者だから」起こるではありません。

介護負担が重かったり、介護の知識・技術不足、個人的な問題を抱えている等があります。

「虐待かも?」(高齢者虐待のサイン例)

高齢者虐待を早い時期に発見し、問題の深刻化を防ぐためには、虐待の兆候に気づくことが大切です。

[サイン例] \*厚生労働省「高齢者虐待対応マニュアル」から抜粋

**身体的虐待** ●身体に小さな傷が頻繁に見られる ●急におびえたり、恐ろしがったりする

**心理的虐待** ●自傷行為がみられる ●無力感、あきらめ、なげやりな様子になる

**経済的虐待** ●年金や財産収入があるにもかかわらず、「お金がない」と訴える

●経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない

**介護・世話の放棄・放任** ●部屋、居住が極めて非衛生的になっている、また、異臭を放っている

●寝具が衣服や汚れたままの場合が多くなる

**性的虐待** ●ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える

●通常の生活行動に不自然な変化が見られる

**養護者の態度** ●高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる

●高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする

**地域から** ●自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる

●近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる など

## ■ 高齢者虐待に関する相談・お問合せ

**\* 虐待の相談内容や通報者の秘密は守られます。**

虐待を発見したとき、虐待かなと思ったとき、または虐待を受けたときは、町の担当窓口や地域包括支援センターへ連絡をお願いします。

連絡を受けた地域包括支援センター等は事実確認のため訪問等による調査を行い、虐待解決のために対応します。少しでも虐待かな?と疑問に思ったら、連絡を!!



遊佐町役場 健康福祉課 福祉係

7 2 - 5 8 8 4

遊佐町地域包括支援センターゆうすい

7 1 - 2 1 3 0

## 高齢者や障がいのある方へ ごぞんじですか？

### 福祉サービス利用援助事業

高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などで、福祉サービスの利用者や日常的な金銭管理などに不安のある方を対象に、福祉サービスを利用する際のお手伝いや利用料の支払い、日常的な金銭管理のお手伝いを行います。

※ご本人と山形県社会福祉協議会、遊佐町社会福祉協議会との間で利用契約を結んで実施します。

#### ○福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料のお支払いをお手伝いします。

#### ○日常的な金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払い出しや預け入れ、公共料金などの支払い代行をお手伝いします。

#### ○書類の預かりサービス

日頃使用しない大切な書類などを預かり、保管します。金融機関の貸金庫で保管するので安心です。

【保管できる書類】

- ①年金証書 ②保険証書 ③預金通帳 ④実印、銀行印 ⑤権利証
- ⑥契約書類 ⑦印鑑登録証、マイナンバーカード など

担当窓口

遊佐町社会福祉協議会

TEL 72-4715

## 7. その他のサービス

### 高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

利用できる方	65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯等
内 容	布団運搬車が利用者宅を訪問し、毛布・敷布等の寝具類を回収、布団洗濯乾燥工場に搬送して処理を施してから利用者宅に配送します。
開催回数	年1回一斉実施
費用	一人600円（敷布団・掛布団・毛布等あわせて一人あたり3枚まで）
担当窓口	福祉係 TEL 72-5884

### 居宅介護住宅改修費

利用できる方	町内に居住し、要支援・要介護の認定を受けた方で住宅改修が必要と認められた方。
内 容	要支援者・要介護者の自立を目的として、手すりの取り付けや段差の解消など、軽微な住宅改修を行う方に対して改修費の一部を支給します。
補助額	住宅改修費の9割・8割・7割 支給限度基準額20万円
申請可能回数	同一住宅で、20万円になるまで何度でも
手続き	住宅改修前に事前申請が必要です。介護支援専門員又は地域包括支援センターゆうすいに相談し、住宅改修理由書の作成を依頼してください。工事後、住宅改修費支給申請書を提出していただきます。
担当窓口	介護保険係 TEL 28-8251

## 高齢者鍼・灸・マッサージ等施術費助成事業

- 利用できる方 満70歳以上の高齢者
- 内 容 鍼・灸・マッサージを受ける際の助成券を交付します。
- ① 助成額 1回につき1,000円（年間6回まで）
- ② 助成対象となる治療所（施術者）
- 手 続 き
- ① 所定の申請書を提出し、役場より「利用者証」と「助成券」の交付を受けます。
- ② 施術の際、「利用者証」を提示し、「助成券」をお渡してください。施術料から1,000円が割引されます（施術1回につき1枚のみ使用可能）。

治 療 所	住 所	電話番号
齋藤鍼療所	遊佐字向田39	72-3070
長坂指圧治療院	遊佐字樋ノ口23-2	72-4607
快祐堂治療院	遊佐字前田50	72-4400
スマイル	遊佐字鶴田53-10	72-3179
ひな治療院	遊佐字前田11-8	43-8417

担当窓口 福祉係 TEL 72-5884



## 雪かき応援事業

<u>利用できる方</u>	町内に住所を有する在宅の高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯、身体障がい者世帯その他応援が必要と認められる世帯。
<u>内 容</u>	虚弱、病弱等の理由により自ら住居の出入口などを雪かきすることが困難な方に対して、雪かき協力を行っている方又は団体に 上限 15,000 円を支払う事業です。
<u>手 続 き</u>	民生児童委員が実態把握をして申請します。
<u>担 当 窓 口</u>	福祉係 TEL 72-5884

## 高齢者等雪下ろし支援事業

<u>利用できる方</u>	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びその他援助が必要と認められる高齢者がいる世帯で、虚弱、病弱等の理由により自ら住居の雪下ろしをすることが困難で、かつ、親類縁者等による援助も期待できない世帯。
<u>内 容</u>	屋根の雪下ろしに補助を行います。補助金の額は、雪下ろしに要した費用の2分の1以内で上限は14,000円です（千円未満切り捨て）。
<u>手 続 き</u>	緊急の利用に対応できるよう、事前に登録をしていただきます。 区長による代理申請も可能です。
<u>担 当 窓 口</u>	福祉係 TEL 72-5884